

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
62	第4款 代位権行使の効果 学習の指針4行目～	また、代位権行使の効果は直接債務者に帰属し、 <u>総債務者の共同担保</u> となるので、債権者が自ら目的物の引渡しを受けた場合でも、それらが直ちに債権者への弁済となるわけではありません。	また、代位権行使の効果は直接債務者に帰属し、 <u>総債権者の共同担保</u> となるので、債権者が自ら目的物の引渡しを受けた場合でも、それらが直ちに債権者への弁済となるわけではありません。	24/6